

神戸市立小学校，中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 5 月 22 日

神戸市教育委員会

教育長

長 田 淳

神戸市教育委員会規則第 2 号

神戸市立小学校，中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(市立小学校，中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第 1 条 神戸市立小学校，中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則(平成 15 年 2 月教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし，同項に見出しとして「(施行期日)」を付し，附則に次の 1 項を加える。

(令和 2 年度における休業日の特例措置)

2 令和 2 年度における第 5 条第 1 項第 4 号の休業日については，同号の規定にかかわらず，次のとおりとする。

(4) 夏季休業日

ア 小学校・義務教育学校前期課程 7 月 23 日から 8 月 17 日まで

イ 中学校・義務教育学校後期課程 8 月 1 日から 8 月 17 日まで

3 令和 2 年度における第 5 条第 1 項第 5 号の休業日については，同号中「12 月 26 日から 1 月 6 日まで」とあるのは，「12 月 26 日から 1 月 5 日まで」とする。

(市立高等学校学則の一部改正)

第 2 条 神戸市立高等学校学則(昭和 43 年 3 月教育委員会規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 項に見出しとして「(施行期日)」を付し，附則第 2 項に見出しとして「(市立高等学校学則準則等の廃止)」を付し，附則に次の 1 項を加える。

(令和 2 年度における休業日の特例措置)

3 令和 2 年度における第 5 条第 1 項の休業日については，同項第 4 号中

「7月21日から8月31日まで」とあるのは「8月1日から8月17日まで」と、同項第5号中「12月25日から1月7日まで」とあるのは「12月26日から1月5日まで」とする。

(市立幼稚園園則の一部改正)

第3条 神戸市立幼稚園園則(昭和23年12月教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和2年度における休業日の特例措置)

2 令和2年度における第8条第1項の休業日については、同項第4号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは「7月22日から8月23日まで」と、同項第5号中「12月25日から1月8日まで」とあるのは「12月25日から1月7日まで」とする。

(市立特別支援学校学則の一部改正)

第4条 神戸市立特別支援学校学則(平成19年3月教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年度における休業日の特例措置)

4 令和2年度における第5条第1項の休業日については、同項第4号中「7月22日から8月31日まで」とあるのは「7月23日から8月17日まで」と、同項第5号中「12月26日から1月6日まで」とあるのは「12月26日から1月5日まで」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。